



福 県 医 発 第 3 1 9 号 ( 地 )  
平 成 1 5 年    5 月 9 日

各 医 師 会 長    殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長   関   原   敬 次 郎



重症急性呼吸器症候群（SARS）に係る学校の対応について

標記の件につきまして、福岡県教育庁スポーツ健康課より別添のとおり通知がまいりましたので、お知らせいたします。

つきましては、SARS に対する各学校の対応につきまして、ご了知いただきますとともに、学校医に対しご周知くださいますようお願い申し上げます。

「公印省略」

15 教入保第59号

平成15年5月2日

福岡県医師会長 殿

福岡県教育委員会教育長  
(スポーツ健康課保健給食係)

重症急性呼吸器症候群 (SARS) に係る学校の対応について (通知)

このことについて、別添写しのとおり各市町村（学校組合）教育委員会教育長及び県立高等学校長、県立特殊教育諸学校あて通知しました。

つきましては、SARSに対する各学校の対応につきまして、御指導よろしく申し上げます。



〔公印省略〕

15教入保59号  
15教義指76号  
平成15年5月2日

市町村(学校組合)教育委員会教育長 殿

福岡県教育委員会教育長

重症急性呼吸器症候群(SARS)に係る学校の対応について(通知)

重症急性呼吸器症候群(以下「SARS」という)への対応については、既に平成15年4月4日15教入保第9号及び平成15年4月10日事務連絡で通知しているところですが、当面の取扱いについて、下記のとおり取りまとめました。

つきましては、これらの事項に留意され、児童生徒の健康管理について、学校医や保健所等の関係機関と十分連携し、情報収集に努めながら、各学校等の実態に応じて、適切な対応をされるようお願いいたします。

なお、貴管内の学校等へもその旨を周知されるよう併せてお願いいたします。

記

1 学校伝染病としての取扱いについて

SARSについては、「ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について」(平成15年4月4日15教入保第9号)に基づき、学校保健法施行規則第19条第1号に掲げる第一種伝染病と同様に取り扱うこととします。

2 出席等の取扱いについて

- (1) 児童生徒がSARSに感染し、又は感染した疑いがある場合、あるいは感染するおそれがある場合は、早急に医療機関へ事前連絡した上で受診するよう指導し、学校保健法第12条及び同法施行規則に基づき、学校長が学校医の意見を聞いて、学校への出席を停止させるものとします。
- (2) 学校においては、すべての児童生徒の日常の生活実態や健康状態の把握を徹底し、必要に応じて医療機関への受診を勧めるなど、適切な措置をとられるようお願いいたします。

3 SARS伝播確認地域等からの転入希望がある児童生徒の取扱いについて

- (1) 伝播確認地域からの転入希望者については、転入を認めるものとしませんが、現に症状がない場合でも潜伏期間中である可能性があることから、保護者に十分説明した上で、帰国後10日間は家庭学習とすることとします。その際、学習を計画的に行わせるなど、きめ細かな対応に努めるようお願いいたします。

- (2) 上記期間を経過後登校を認めるに当たっては、事前に、児童生徒本人及び家族の健康状態を十分把握し、SARSと疑われる症状がないこと、その他感染のおそれがないことを確認するなどした上で、学校医と相談し、具体的状況に応じた適切な措置を取られるようお願いいたします。

※ SARSの伝播確認地域（平成15年5月1日現在）

中国（広東省・山西省・北京・香港・内モンゴル自治区、天津）、台湾、カナダ（トロント）、シンガポール（シンガポール）、モンゴル（ウランバートル）

※ 中国全土については、別添の平成15年5月2日文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡のとおり、SARS感染地域として検疫強化されたので、SARS伝播確認地域に準じた取り扱いをされるようお願いいたします。

※ 伝播確認地域は、WHOにより随時更新されているので、厚生労働省、国立感染症研究所のホームページ等で確認してください。

#### 4 その他

- (1) 在校生で、SARSの伝播確認地域から帰国した児童生徒についても、上記3の対応をとるものとします。
- (2) 学校におけるSARSの対応に当たっては、該当の児童生徒本人やその家族について、不当な偏見等が生じることがないように、他の児童生徒及び保護者に十分説明を行うなど、人権に十分配慮した対応を行うようお願いいたします。
- (3) 教職員についても、児童生徒に準じて取り扱うようお願いいたします。
- (4) SARSに関する情報については、国や県の関係機関のホームページを参照するなど、今後の動向に十分留意されるようお願いいたします。
- (5) 伝染病の予防に関しては、手洗いやうがいなど一般的な予防法の励行に努めるよう指導をお願いいたします。
- (6) 上記2、3の対応をした場合、状況を把握したいので、スポーツ健康課あて速報をするとともに、別紙様式により報告していただくようお願いいたします。

(問い合わせ先)

(1) 出席停止及びSARSについて

福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課

保健給食係 TEL 092-643-3922

FAX 092-632-1589

(2) 転入学の取り扱いについて

福岡県教育庁教育振興部義務教育課

学事係 TEL 092-643-3909

(別途様式)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

福岡県教育委員会教育長 殿  
(県教育庁教育振興部スポーツ健康課)

市町村(学校組合)教育委員会教育長

SARS 伝播地域から転入する児童生徒への学校の対応について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 学校名

2. 転入した児童生徒の学年及び人数

第 学年 名(人数)

3. 行った措置とその理由

4. 転入日

平成 年 月 日

5. 家庭学習期間(家庭学習を実施した場合)

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 日間)

〔公印省略〕

15教ス保59号  
15教高学17号  
平成15年5月2日

各県立高等学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

重症急性呼吸器症候群 (SARS) に係る学校の対応について (通知)

重症急性呼吸器症候群 (以下「SARS」という) への対応については、既に平成15年4月4日15教ス保第9号及び平成15年4月10日事務連絡で通知しているところですが、当面の取扱いについて、下記のとおり取りまとめました。

つきましては、これらの事項に留意され、生徒の健康管理について、学校医や保健所等の関係機関と十分連携し、情報収集に努めながら、各学校の実態に応じて適切な対応をされるようお願いいたします。

記

1 学校伝染病としての取扱いについて

SARSについては、「ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について」(平成15年4月4日15教ス保第9号)に基づき、学校保健法施行規則第19条第1号に掲げる第一種伝染病と同様に取り扱うこととする。

2 出席等の取扱いについて

- (1) 生徒がSARSに感染し、又は感染した疑いがある場合、あるいは感染するおそれがある場合は、早急に医療機関へ事前連絡した上で、受診するよう指導し、学校保健法第12条及び同法施行規則に基づき、学校長が学校医の意見を聞いて、学校への出席を停止させるものとする。
- (2) 学校においては、すべての生徒の生活実態や健康状態についての把握を徹底し、必要に応じて医療機関の受診を勧めるなど、適切な措置をとることとする。

3 SARS伝播確認地域から編入希望がある生徒の取扱いについて

- (1) 伝播確認地域からの編入希望者については、現に症状がない場合でも潜伏期間中である可能性があることから、保護者に十分説明した上で、帰国後10日間は、本人の健康状態を十分に把握するための期間とする。
- (2) 上記の期間経過後編入学試験を実施するに当たっては、事前に、生徒本人及び家族の健康状態を十分把握し、SARSと疑われる症状がないこと、その他感染のおそれがないことを確認するなどした上で、学校医と相談し、具体的状況に応じた適切な措置をとることとする。

※ SARSの伝播確認地域 (平成15年5月1日現在)

中国 (広東省・山西省・北京・香港・内モンゴル自治区、天津)、台湾、カナダ (トロント)、シンガポール (シンガポール)、モンゴル (ウランバートル)

※ 中国全土については、別添の平成15年5月2日文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡のとおり、SARS感染地域として検疫強化されたので、SARS伝播確認地域に準じた取扱いをすること。

※ 伝播確認地域は、WHOにより随時更新されているので、厚生労働省、国立感染症研究所のホームページ等で確認すること。

#### 4 SARS伝播確認地域から帰国した生徒の取扱いについて

伝播確認地域から帰国した生徒については、編入希望者と同様の考え方で、保護者に十分説明した上で、帰国後10日間は家庭学習とすること。その際、学習を計画的に行わせるなど、きめ細かな対応に努めることとする。

なお、上記期間経過後、登校を認めるに当たっては、編入希望者の場合<3(2)>と同様の適切な措置をとることとする。

#### 5 その他

- (1) 学校におけるSARSの対応に当たっては、該当の児童生徒本人やその家族について、不当な偏見等が生じることがないように、他の生徒及び保護者に対して十分説明を行うなど、人権に十分配慮した対応を行うこと。
- (2) 教職員についても、生徒に準じて取り扱うこと。
- (3) SARSに関する情報については、国や県の関係機関のホームページを参照するなど、今後の動向に十分留意すること。
- (4) 伝染病の予防に関しては、手洗いやうがいなど一般的な予防法の励行に努めるよう指導すること。
- (5) 上記2、3、4の対応をした場合、状況を把握したいので、スポーツ健康課あて速報をするとともに、別紙様式により報告すること。

(問い合わせ先)

##### (1) SARSについて

福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課

保健給食係 TEL 092-643-3922

FAX 092-632-1589

##### (2) 編入及び留学等の取扱いについて

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

学 事 係 TEL 092-643-3904

指 導 班 TEL 092-643-3905

(別途様式)

文 書 番 号

平成 年 月 日

福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課長 殿

県立高等学校長

SARS 伝播地域 { から編入する生徒へ  
への留学から帰国する生徒 } の学校の対応について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 編入した生徒の学年及び人数

第 学年 名 (人数)

2. 編入年月日

平成 年 月 日

3. 行った措置とその理由

1. 留学から帰国した生徒の学年及び人数

第 学年 名 (人数)

2. 復学年月日

平成 年 月 日

3. 行った措置とその理由

1 5 教ス保5 9 号

1 5 教義障6 2 号

平成1 5 年5 月2 日

各県立特殊教育諸学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

重症急性呼吸器症候群 (SARS) に係る学校の対応について (通知)

このことについて、別添写しのとおり各市町村（学校組合）教育委員会教育長及び各県立高等学校長あて通知しました。

つきましては、別添写しを参考の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、SARS 伝播地域からの転入等がありましたら、別紙様式（県立特殊教育諸学校）により、スポーツ健康課長あて報告願います。

(別途様式)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課長 殿

県立特殊教育諸学校長  
市立特殊教育諸学校長

SARS 伝播地域から編入する児童生徒への学校の対応について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 学校名

2. 学部別

(1) 小・中学部

①転入した児童生徒の学年及び人数

第 学年 名 (人数)

②行った措置とその理由

③転入日

平成 年 月 日

④家庭学習期間 (家庭学習を実施した場合)

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 日間)

(2) 高等部

①編入した生徒の学年及び人数

第 学年 名 (人数)

②編入年月日

平成 年 月 日

③行った措置とその理由

①留学から帰国した生徒の学年及び人数

第 学年 名 (人数)

②復学年月日

平成 年 月 日

③行った措置とその理由



事務連絡  
平成15年5月2日

各国公立大学事務局  
各国公立高等専門学校  
国立久里浜養護学校 御中  
各都道府県私立学校主管課  
各都道府県教育委員会学校保健主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する対応について

標記については、別紙のとおり中国からの入国者に対する検疫所の対応について、平成15年5月1日付け健感発0501002号で厚生労働省結核感染課長より各検疫所に対して、通知が発出されましたのでお知らせします。

また、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校及び学校法人等に対しても周知されるよう併せてお願いします。

今後、厚生労働省より本件に関する情報等が入り次第、随時お知らせいたします。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課  
学校保健係

TEL：03-5253-4111（代）（内線2918）



健感発第0501002号  
平成15年5月1日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長  
( 公 印 省 略 )

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、4月3日付け健感発第0403002号通知により対応をお願いしているところですが、4月29日、外務省が中国全土に渡航情報レベル1（十分注意してください）を発出したことを受けて、中国から本邦に到着する航空機全てについて、質問票を配布し、検疫ブース内等で質問票を回収するとともに、その際、別紙（健康カード）の配布をお願いします。

また、検疫ブースの前に乗客が体温を測定できる場所を確保するなど、各検疫所の実情に合わせて健康チェックを実施するよう併せてお願いします。

なお、体温測定の実施については、可能な限り乗客等の協力を得て実施するものであることを申し添えます。

## 感染地域からの入国者の方へ

到着年月日 \_\_\_\_\_

貴方の在住・滞在された地域はWHOによりSARS感染地域と指定されています。したがって、入国後は次の注意に従ってください。

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1) 家族・友人を含め、人に会うのは最小限にして下さい。また、濃厚な接触はできるだけさけて下さい。

(2) 外出時は(医師に受診する時を含め)マスクをできるだけ着用して下さい。

(3) 下記の症状が一つでもでたら、保健所もしくはかかりつけの医師に受診して下さい。その際は、感染地域からの帰国であることを告げ、予約をとって下さい。

・発熱

・せき

・呼吸困難

2. 貴方及び家族を含め貴方が接触した人(特に症状が発生して以後)に症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨、事前に医療機関又は最寄りの保健所に電話で相談のうえ、その指示に従ってください。

\_\_\_\_\_ 検 疫 所